

# 令和7年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業 仕様書

## 1 業務の名称

令和7年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業

## 2 目的

市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）においては、地域ごとに異なる課題やニーズを踏まえながら、各地域の実情に応じた取組が必要である。本事業では、兵庫県が、総合事業の取組にあたり課題等を抱える市町を選定し、専門家の具体的な助言等による支援を行うとともに、その取組や成果を県内市町に横展開することで、総合事業の更なる充実の促進を図る。

## 3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

県が委託する業務は、次のとおりとする。

なお、支援する市町（以下「支援対象市町」という。）は、3市町程度とする。

### (1) 支援対象市町の選定業務支援

県が、支援対象市町を選定するにあたり、募集前に説明会を開催するなど、選定業務の支援を行う。

### (2) 支援対象市町への伴走型支援

上記(1)により選定した支援対象市町に対し、地域の実情や課題等に応じた専門家による伴走型の支援を行う。支援は、現地派遣やオンライン会議等の方法により、支援対象市町ごとに3回以上実施すること。加えて、各支援対象市町間で、情報共有ができる機会を作ること。

なお、実施にあたっては、地域の分析や目指す姿の設定、課題の優先順位付け、取組の方向性や手法の助言等、総合事業の更なる充実の効果的となる内容とし、本事業終了後に支援対象市町が自走できる体制づくりができるよう支援すること。

### (3) 成果報告会の実施

各支援対象市町の伴走型支援における成果報告会を開催し、その成果を横展開することにより、県内市町における総合事業の更なる充実につながる内容とすること。

### (4) 事業報告等

本委託業務終了後、上記(1)から(3)の実施結果及び本事業にかかる収支について速やかに報告すること。また、支援対象市町の取組による効果の検証や、県内市町への横展開に向けた県への提言等をまとめ、報告書を作成してデータファイルで納品すること（報告書データファイルは、Microsoft Word、Excel 又はPowerPoint で作成すること）。

## 5 委託業務にかかる対象経費

- (1) 人件費、謝金、旅費交通費、消耗品費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、広報費、手数料、使用料、賃借料、保険料、役務費及びその他県が適当と認める経費（事前に県と協議すること）とする。

(2) 委託料の支払いは原則精算払い（令和8年4月以降）とする。

## 6 その他留意事項

(1) 本業務により使用する著作物の著作権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。なお、著作権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

成果物に関する著作権は、県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、受託者は、著作者人格権は行使しないものとする。

(2) 受託者を決定した後、改めて業務委託内容について県と受託者で協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。

(3) 本仕様書にないものは県及び受託者の協議により定める。

(4) 受託者は、業務の内容及び範囲について県と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(5) 受託者は、打ち合わせ結果等、本事業に必要と判断する内容について、適宜県に共有を図ること。

(6) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時県に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

(7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。